

2017 年度活動方針

「You are not alone(一人じゃないよ)」は合言葉 ～ 「他の者との平等」を求めて ～

2016 年の 4 月 1 日に施行された「障害者差別解消法」(以下、差別解消法)であるが、制度が出来た事で大きく変わっただろうか？答えは NO である。制度を生かすも殺すも我々の活動次第であり、地域での条例づくりなどには直接、間接を問わず積極的に関わって行かなければならない。

国および地方自治体は、障害者権利条約の「他の者との平等」、「社会モデル」、「インクルーシブ社会の構築」を、障害者の地域生活支援を实践するうえで、すべての障害者がこれらを差別なしに完全に享有することを保障しなければならない。日常生活においては身近な以下の項目の解決に向け頸損連絡会だけでなく障害種別団体と共に運動を進める。

- ① 重度訪問介護が、入院中に利用できる対象者を「障害支援区分 6」に限定せず、全てに認めること。そして、入院中に利用できるように趣旨を自治体に周知徹底すること。
- ② 65 歳になった高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用策については、共生型サービスの新設では問題解決にならない。重度訪問介護は、障害者特有の制度として確立されたものであり、介護保険優先利用の補填用とせず、選択対象とすべきである。併せて、介護保険併給者の国庫負担基準が激減する仕組みを早期に解消することである。
- ③ 重度訪問介護の「通年かつ長期にわたる外出」「社会通念上適当でない外出」は対象外とする省令は判断基準が非常にあいまいであり、社会参加を妨げる社会的障壁になっているケースが多々ある。これは「他の者との平等」、「社会的障壁の除去に資する」といった権利条約やそれを受けた基本法、総合支援法の規定からも問題があることから削除すること。

誰もが自立して生きられる社会を目指して

頸髄損傷者(以下、頸損者)が生きて行く上で必要とするモノは数多くある。その中でも情報は人生までも左右するぐらい必要度が高い。経験者である先輩の頸損者からの情報は真に活きている情報として得難いものである。セルフヘルプとは、必要とする情報を提供して人生を取り戻す一助となるものであり、孤独になりがちな頸損者に「一人ではないよ」とのメッセージを送る、その活動をセルフヘルプ活動と呼んでいる。

頸髄損傷者連絡会は当事者団体ではあるが、情報の提供は会員、非会員を問わず提供することを会活動の一つとしている。今年度も以下の項目を活動の柱として運動を続ける。

- 頸損者へのセルフヘルプ、ピアサポートを積極的に実践
- 頸損者の抱える問題を共有化し、問題解決の道を具体的に探す
- 頸損者及び関係機関への情報提供をより充実させる
- 障害の枠を超えた各分野との交流・活動
- 他団体との統一行動